

別紙 1-1

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 楊 小萍

論 文 題 目

完全親子会社型企业集団の形成に関する比較法的考察

——中国法、カナダ法および日本法を中心に

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院法学研究科教授 中東 正文

名古屋大学大学院法学研究科教授 今井 克典

名古屋大学大学院法学研究科准教授 松中 学

論文審査の結果の要旨

別紙 1-2

I 審査論文の概要

1 論文の位置づけ

本論文は、中国会社法における完全親子会社型企業集団の形成に関する課題を、比較法的考察を踏まえて検討し、実効的な形で完全親子会社関係を形成する法制度について、具体的な立法提案をも行うものである。

中国における企業集団の歴史は長く、社会的・経済的・政治的意義も大きいところ、近時では、完全親子会社型企業集団の活用が期待されている。もっとも、このような政治的・社会的な期待に対応するような形で一般法としての会社法は対応してきていない。このために、実務では、迂遠な方法、課税負担が大きい方法、適法性が確保されているとは言い難い方法を駆使して、何とか完全親子会社関係を構築するように試みられている。

本論文は、中国法の分析と比較法的検討に際して、完全親子会社関係を構築するための手法として、大きく2つの類型があると整理している。第一に、株式取得方式であり、買付者（または取得者）と株主との間に直接の法律関係が生じるものであり、カナダ法では、強制取得制度、日本法では、特別支配株主による株式等売渡請求制度などが、この類型に区分される。第二に、組織再編方式であり、買付者は株主との間で直接の法律関係を有せず、買付けの対象会社の組織再編行為を通じて、買付者が対象会社の株式の全てを取得する方法である。カナダ法では、交付金合併、整理計画、日本法では、株式交換、三角合併、三角株式交換などが、この類型に区分される。

本論文は、この類型化を梃子にしつつ、株式保有が分散化されていないという中国の環境と類似しており、完全親子会社関係を構築する効果的な手段を有しているカナダ法と日本法を、比較法的分析の対象としている。

2 論文の構成

本論文の冒頭では、「はじめに」として、中国における企業集団の形成に関する課題を意識しつつ、完全親子会社型企業集団の形成に関して、上述の類型化を提示するとともに、中国法の具体的な不備を提示しつつ、本論文の目的を提示する。

第1編では、「中国における完全親子会社型企業集団の形成」として、中国企業集団の特徴（第1章）、中国企業集団の歴史的展開（第2章）を踏まえて、中国において株式取得方式による完全親子会社型企業集団の形成に課題があること（第3章）、また、中国において組織再編方式による完全親子会社型企業集団の形成にも課題があること（第4章）を提示して、本論文が課題とする点の意義を明確にしようと試みている。

第2編においては、第1編での考察を踏まえて、「カナダにおける完全親子会社型企業集団の形成」の手法について、カナダ法の歴史的な経緯をも踏まえて、検討する。すなわち、カナダにおいては、会社法制と証券法制の両方によって完全親子会社関係の形成が規律されてきており、これらの法制が相互に影響を与えてきている。そこで両方の法制を意識して考察する必要があるが、論文提出者が提示する株式取得方式と組織再編方式という分類から整理をしてみると、手法の役割分担や規制内容のあるべき姿を明確に捉えることができる。本論文においては、カナダにおける企業集団の特徴を確認した上で（第1章）、会社法と証券規制の概要が示されている（第2章）。これらの叙述を前提として、カナダにおける株式取得方式による完全親子会社関係の形成手法、すなわち、公開買付け、それに続く株式強制買取制度が分析され（第3章）、また、組織再編方式として、合併、交付金三角合併、整理計画が分析される（第4章）。

第3編においては、「日本における完全親子会社型企業集団の形成」の手法について、検討がなされている。分析の基本的な方法は第2編のカナダ法に関するものと同様であるが、日本においては、財閥解体という特別な事情があったこと、これに関係して、いわゆる純粋持株会社の設立等が独占禁止法によって禁止されてきた経緯なども踏まえて、その解禁時と解禁後の法制度についても分析を試みている（第1章、第2章）。その上で、日本における組織再編方式による完全親子会社関係の形成手法、すなわち、株式交換、三角合併などが分析され（第3章）、また、株式取得方式として、2014年（平成26年）会社法改正前の少数株主の締め出し（スクイズ・アウト）の手法に加えて、同年会社法改正によって導入された特別支配株主の株式等売渡請求制度についても分析を行っている（第4章）。

第4編においては、上述の第2編および第3編で行った比較法的分析に基づいて、中国への示唆を得るように試み、どのような手法を、どのような規制を設けつつ導入すべきかを検討して、具体的な提言を行う。すなわち、株式取得方式によるものとしては、カナダ法を参考にして、公開買付けを前置して、中国においても、株式強制買取制度を導入すべきであると提言する（第1章）。加えて、組織再編方式によるものとしては、日本法を参考にして、株式交換制度を導入すべきであるとする。もっとも、株式交換制度は本来的に株主の持分（ないし投資）の継続性を奪う面があることから（スクイズ・アウト）、交付金組織再編による少

数株主の締め出しにおいては、カナダ法にならった法規制が課されるべきであると主張している（第2章）。

第5編は、「結語」として、以上の提言を簡潔に確認したものである。

II 評価

1 学問的寄与

論文提出者は、法学研究科博士課程（後期課程）に在学中で、博士（比較法学）の学位の申請を行う者である。母国である中国では、企業集団による事業運営が推し進められているにもかかわらず、核となる完全親子会社型企业集団を形成するための会社法制・証券規制が十分に整備されておらず、期待された形での企業集団の運営が困難な状態にある。中国会社法も合併や会社分割といった基本的な組織再編法制を有してはいるが、完全親子会社を形成する手法は十分に整えられないまま、今日に至っている。このような現状において、論文提出者は、日本およびカナダでの研究活動を通して（本研究科が採択された「若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム（ITP）」によって、カナダのブリティッシュ・コロンビア大学法学部に客員研究員として派遣された）、その成果として本論文を執筆し、上述の中国法の課題に対して具体的な提案を行うものである。

本論文の特徴は、以下の点に見出される。

第一に、中国における企業集団において、完全親子会社関係の形成が鍵になるにも関わらず、従来の法制度においては十分な対応もなされておらず、また、この点を正面から課題とした先行研究が存在しないなか、中国法の現状と課題を明確にした上で、比較法的考察をも踏まえて、今後の立法に対して具体的な提言を示している。

第二に、設定した課題を解きほぐす際には、完全親子会社関係を構築するための手法として、前述のように、株式取得方式と組織再編方式の大きく2つの類型があると整理している。この整理は論文提出者の主指導教員である中東が提示したものに近いが、取引の当事者が誰かに着目するものであり、あえて異なった類型化を試みたものであり、何ごとも所与としない独創的な点でもある。論文提出者が提示した類型化によって、中国における課題のみならず、比較法的考察も整序してなされ得ており、その結果、着実に中国法に対する示唆が得られている。

第三に、比較法的考察の対象として、カナダと日本を選択しており、本論文の課題との関係で、具体的な問題に応じて、どちらの法制度から示唆を受けるのが適当かを検討している。

以上の諸点を、博士（比較法学）の判定基準に則して述べれば、本論文は、(A)「アジア法整備支援」（体制移行に伴う法整備支援とそれに関する国際協力を始め、比較法学・比較政治学・国際関係の領域）に関わる実務的・理論的課題の発見・解決に貢献している。(B) 主として比較法学的・比較政治学的手法によっている。(C) 母国の問題を取り扱っており、一次資料として主として母語によるものを持ちいるとしても、英語・日本語等母語以外の言語を用いて関連の研究動向を分析しており、それを前提に議論を進めている。(D) 問題設定が明確であり、設定した問題に対する自分なりの回答が出されている。(E) 従来の研究と比較して独自性が認められる。さらに、(F) 理論的に堅固であり、予想される批判に対する回答が用意されており、判定基準を十分に満たすものとなっている。

2 本論文の問題点とそれに対する評価

ただ、本論文にも改善を要する点がない訳ではない。

第一に、論文の全体の構成は単純であり分かりやすいものの、個々の項目に書き込んだ事項に多くの情報を盛り込もうとしたために、重複する印象を与える箇所が残されている。各所に小括を入れるなどの工夫はされているものの、論旨を追うために読み手が労力を減らすことができるように、叙述を工夫することが望まれる。

第二に、中国法に関する叙述について、中国法固有の発想や言語の違いはあるが、より分かりやすく説明することが可能であったとも考えられる。

第三に、具体的な提言について、おおよそ説得的であると考えられ、中国の現行法と実務を踏まえて、現実的な提言がなされている。もっとも、交付金組織再編にカナダ型の規制を課するとの提言は、導入そのものが否定的に中国で受け止められるかもしれない、また、導入されたとしても適正に運営されるかが疑わしいとも思われる。この規制の実効性確保のための工夫ないし仕掛けが示されていると望ましかったとも言えるが、日本においても試行錯誤の段階にあり、本論文で解決策を提示することを期待することは困難ではあろう。

Ⅲ 結論

前述のように、さらなる改善を期待することができる部分も存在しているものの、博士（比較法学）の学位判定基準を十二分に満たしていると評価できる。また、本論文の実践的な研究と提言は、他の法域においても、法制度の再構築の具体的な方策について、参考になるものである。本論文は、独立した研究者として、研究を遂行することができる能力を明確に示している。

このような判断に基づき、審査委員会は、全員が一致して、本論文が名古屋大学大学院法学研究科の課程を経た博士（比較法学）の学位を授与するに相応しいものであるとの結論に達した。